公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のおしらせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。
令和７年２月 10 日

１　業務概要

（１）件　　名　家庭教育・子育て支援講座実施委託
（２）履行期間　令和７年５月１日～令和８年３月 31 日
※令和７年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
※令和８・９年度についても、各年度の本事業に係る予算配当がなされること及び業務の履行実績が良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。

２　業務内容

（１）家庭教育・子育て支援講座及びワークショップ（以下「講座等」という。）の企画・調整
（２）講座等周知チラシの原稿作成
（３）講師等の招請、必要物品等の調達、調整
（４）講座等の実施（オンライン配信の場合は、機材、備品等の調達、調整を含む。）
（５）当日の受付業務（参加者の出欠確認を含む。）
（６）講座等の進行及びサポート、参加者同士の交流における仲介、実施内容の撮影・記録、参加者へのアンケート実施、集計及び区への報告
（７）回数は、年 10 回とする。
（８）実施日は、区と調整し決定する。
（９）対象者は、乳幼児の子育てをしている親（１年以内に父親・母親になる人を含む。）または親子（子の年齢は０～５歳程度）とする。　※講座等の内容により異なる。
(10) １回あたりの時間は、１～２時間とする。　※講座等の内容により異なる。
(11) １回あたりの受講人数は、15～40 組程度とする。　※講座等の内容により異なる。
(12) 各講座終了後、実績報告書（写真含む。）の作成、提出
(13) 講座終了後アンケートの実施、集計、提出

３　参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。
（１）世田谷区（以下「区」という。）の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、競争入札参加資格者名簿に登録していない場合は、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。
（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。また、同条第２項に規定する措置を現に受けていないこと。
（３）提案条件説明書の交付開始日から契約締結日までの間、区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていないこと。
（４）都道府県民税、区市町村民税の滞納がないこと。

（5）家庭教育・子育て支援講座実施委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

委員長	教育委員会事務局教育総合センター長	宇都宮　聡
副委員長	教育委員会事務局教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課長	米倉　宗利
委　員	教育委員会事務局教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課幼児教育専門幹	安部　裕子
	教育委員会事務局教育総合センター 教育研究・ICT 推進課指導主事	板垣　純子
	子ども・若者部保育課乳幼児教育担当係長	倉橋　希

※選定委員会委員は、令和７年４月以降、変更となる場合がある。

4　提案書提出者を選定する基準

参加資格の確認のみを行い、提案書提出者の選定は行わない。

5　提案書の評価基準

以下の項目に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

（1）本事業執行体制（企業・団体概要等）

（2）乳幼児が、自己肯定感、コミュニケーション力、主体性、自己管理能力、感情制御能力等の非認知能力を向上させる講座等の企画例

（3）乳幼児が、生活習慣等の基本的なライフスキルを向上させる講座等の企画例

（4）保護者が、子育ての喜びや楽しさを感じられる講座等の企画例

（5）子育てに関する今日的な課題が解決・解消される講座等の企画例

（6）小学校への円滑な接続を支援する講座等の企画例

（7）上記（2）～（6）を踏まえた講座等周知チラシのデザイン案

※いずれかの企画例について、講座等周知用チラシを１部作成すること。

（8）上記（2）～（6）の実施体制

（9）令和５～６年度の類似講座等の実施実績（各年度につき、主だったもの 10 件以内）

（10）令和７～９年度の受託経費見積書（見積金額の内訳・詳細を記載すること。）

（11）プレゼンテーション、質疑応答

6　審査

選定委員会での審査にて決定する。

（1）選定委員会委員の構成

委員長	教育委員会事務局教育総合センター長	宇都宮　聡
副委員長	教育委員会事務局教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課長	米倉　宗利
委　員	教育委員会事務局教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課幼児教育専門幹	安部　裕子

	教育委員会事務局教育総合センター 教育研究・ICT 推進課指導主事	板垣　純子
	子ども・若者部保育課乳幼児教育担当係長	倉橋　希

※選定委員会委員は、令和７年４月以降、変更となる場合がある。

（２）１次審査（書類審査）

①　提案書により、家庭教育・子育て支援講座実施委託事業者選定評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき審査する。

②　審査は、選定委員会の各委員が行う。

③　結果は、令和７年４月７日に電子メールにて通知する。

（３）２次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

①　１次審査を通過した上位３事業者程度を対象に、プレゼンテーション、質疑応答による２次審査を行う。時間は、１事業者につき約 30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）とする。

②　日時、場所等の詳細は、１次審査の結果とあわせて通知する。

③　選定委員会において、提案書の内容について、プレゼンテーション及び質疑応答を行い、評価基準に基づき採点し、総合点が１番高い提案者を第１位とし、特命随意契約に向けた交渉を行う。なお、点数が同点となった場合は、選定委員会委員による多数決により順位を決定する。

④　実施日は、令和７年４月 17 日午前（予定）とする。

⑤　結果は、令和７年４月下旬に電子メールにて通知する。

7　手続き等

（１）提案条件説明書の交付期間及び方法

①　交付期間　令和７年２月 10 日～２月 25 日午後５時

②　交付方法　区ホームページからダウンロード

（世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援）

（２）参加表明書の提出期限及び方法

①　提出期限　令和７年２月 25 日午後５時必着

②　提出方法　郵送（締切日必着、書留に限る。）または持参

※郵送事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

（３）辞退

参加表明後に、審査を辞退する場合は、参加辞退届を提出すること。

（４）提案書の提出期限及び方法

①　提出期限　令和７年３月 27 日午後５時必着

②　提出方法　正本１部、副本７部を郵送（締切日必着、書留に限る。）または持参

※郵送事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

８　スケジュール

令和７年２月 10 日	ホームページにて公募開始
２月 25 日	参加表明書提出期限
２月 27 日	招請通知等の発送
３月 13 日午後５時	質問提出期限
３月 18 日	質問回答
３月 27 日午後５時	提案書提出期限
４月７日	１次審査結果通知
４月 17 日午前（予定）	２次審査（プレゼンテーション、質疑応答）
４月下旬	２次審査結果通知
５月１日	契約締結

９　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）契約保証金は免除する。
（３）契約書の作成を要する。
（４）本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定　無
（５）本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区担当課は契約において選定された提案書の内容に拘束されない。
（６）提案に要する費用は、提案者の負担とする。
（７）事業者からの提出物は返却しない。
（８）当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区担当課が公表することについて了承の上で参加することができる。
（９）詳細は、家庭教育・子育て支援講座実施委託に関する公募型プロポーザル提案条件説明書による。

10　担当課

世田谷区教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課
住　　　　所　〒154-0023　東京都世田谷区若林５丁目 38 番１号
世田谷区立教育総合センター　１階統合事務室
電　　　　話　03-6453-1531
ファクシミリ　03-6453-1534
受付時間　平日午前８時 30 分～午後５時（土・日、祝日を除く）